

入間市成年後見制度利用促進基本計画（原案）に対して寄せられた意見等の概要  
と市の考え方

入間市では、令和7年12月15日（月）から令和8年1月21日（水）までの期間で「入間市成年後見制度利用促進基本計画（原案）」に関してパブリックコメントを実施しました。その結果、4人の方から9件のご意見等が寄せられました。寄せられた意見等の主な概要と、それに対する市の考え方は、次の通りです

No.	箇所	意見等の概要	市の考え方（対応）
1	2ページ 策定の背景及び 目的	たった2行ばかりの成年後見制度の説明では、必要性が高まるわけがない。だから十分に利用されていないのではないか。厚生労働省 HP の「成年後見はやわかり」の説明のほうが、よっぽどわかりやすい。知識が不足している市民に対して、わかりやすい内容に修正すべき。	用語解説を加えることとします。
2	5ページ 入間市における 成年後見制度の 現状と課題	発達障害や高次脳機能障害の方々、身体又は精神的虐待を受けているの方々について、なぜ成年後見制度へつながっていないのか調査と分析を行い、その結果を受けて、早急にきめ細かな支援体制を整備すべき。 親族が成年後見人になると、平日の日中は仕事をしていることが多い。成年後見センターの開設時間が平日 8 時 30 分から 17 時 15 分までとなっているので、土・日曜日は市役所の担当課で相談ができるようにすべき。	貴重な意見として受け止め、今後の参考とさせていただきます。
3	8ページ 施策1 権利擁護支援の 理解促進と利用 支援	成年後見制度を利用する前の財産管理として、遺言、信託制度、障害者扶養共済制度などがあることも追加すべき。	ご指摘の事項については、計画の修正ではなく、相談支援の場などでの情報提供において参考とさせていただきます。

4		<p>成年後見制度の利用が必要な認知症高齢者や知的・精神障害者を早期に発見し、支援につなげるためには、地域社会に最も精通している自治会が重要な役割を担っている。そのためには、自治会ごとに具体的な数値目標を設定して、自治会同士で競わせ、発見に功績があった自治会に対して、報奨金を上乘せ支給すればよい。また、制度の利用方法について周知・啓発を徹底するために、自治会の役員が手分けをして、パンフレットを配布する。急速に高齢化が進み、事態は一刻の猶予も許されないことから、この基本計画の中に、自治会と地域住民の利便性向上と福祉の発展を目的とした地域センターの役割をしっかりと明記してもらいたい。</p>	<p>計画の修正はいたしません、貴重な意見として受け止め、今後の事務の参考とさせていただきます。</p>
5	11 ページ 重点事業2 法人後見事業の 充実	<p>中核機関の機能の充実を図りますと書いてあるが、中核機関とは何なのか、市民にわかりやすく説明をしていただきたい。市民が成年後見制度を正しく理解できるよう、わかりやすい資料の提供に努めると書いているにもかかわらず、これでは市民にわかりにくい。この計画は、市役所の職員だけが正しく理解できる計画になっていて、市民が正しく理解できる計画にはなっていない。</p>	<p>用語解説を加えることとします。</p>
6		<p>成年後見制度利用促進基本計画を策定することは大賛成である。その一方で、成年・市民後見人による預貯金の不正引き出し、不動産の無断売却など、不正を未然に防ぐ対策と不正が発覚した場合の対処法をしっかりと明記しないと、安心して制度を利用することができない。</p>	<p>ご指摘の事項については、計画の修正ではなく、相談支援の場などでの情報提供において参考とさせていただきます。</p>
7		<p>自分の意思をはっきりと表明できない認知症高齢者などに対する意思決定支援の具体的な手順と方法について、し</p>	<p>ご指摘の事項についてはケースごとに検討すべき事項と考えるため、</p>

		<p>っかりと明記してもらいたい。また、認知症高齢者に成年後見人が付いていながら、財産目当てで勝手に養子縁組されるケースが後を絶たないことから、悪質な養子縁組届を防ぐ市役所の対策も併せて明記してもらいたい。</p>	<p>計画の修正はいたしません。</p>
--	--	---	----------------------